

フランクフルト国民議会における帝国選挙法の成立

熊 坂 渉

1. はじめに

1848/49年革命期に、ドイツ統一を目的としてフランクフルト国民議会が開催された。国民議会では統一ドイツのための憲法が制定され、新しい全国議会のための選挙法が作成された。この帝国選挙法は普通・平等・直接・秘密選挙を規定しており、当時のドイツ諸邦やヨーロッパ諸国の選挙法と比較しても革新的なものであった。革命によってドイツ統一が果たされることはなく、帝国選挙法も実施されることにはなかった。だが、帝国選挙法の内容は北ドイツ連邦やドイツ帝国の選挙法に引き継がれ、ドイツの普通選挙の礎と評価されている⁽¹⁾。

帝国選挙法は多くの1848/49年革命研究で取り上げられているが、ほとんどの場合、簡単に紹介されるだけである⁽²⁾。そんな中で帝国選挙法を詳細に検討したものとしてシルファート、フーバー、ボツツェンハルトらの研究があげられる。シルファートは帝国選挙法の成立に対する急進派が果たした役割と、背景として当時の革命的風潮を強調した⁽³⁾。フーバーとボツツェンハルトは帝国選挙法と世襲帝政問題との関連を指摘し、政治的妥協の産物としての帝国選挙法という側面を重視している⁽⁴⁾。

このように、帝国選挙法は革命後の選挙制度に大きな影響を与えた点が評価され、その成立に関する点は当時の革命的風潮や政治的妥協という点が注目されている。その一方で、帝国選挙法とそれ以前の選挙制度との関連性が語られることはほとんどない。これを踏まえて、本稿では帝国選挙法の成立を1848年4月の準備議会決議との関連性に注目して論じる。準備議会決議とは、国民議会選挙の際に普通選挙を行うことを定めたもので、革命以前の選挙制度とも関連性を有していた。両者の関連性を検討することは、ドイツの選挙制度史上の帝国選挙法の位置づけを示す上で重要となるであろう。

2. 準備議会決議と国民議会選挙

1848年3月、ドイツ各地で「自由と統一」の実現のために全ドイツ議会の開催を求める声が高まりを見せていました。それを受け、西南ドイツの自由主義者たちは集会を開き、全ドイツ議会を開催することを決めた⁽⁵⁾。集会の後、参加者は七人委員会を組織し、議会開催の準備段階として大

規模な市民集会を開催することを決め、その参加者としてドイツ諸邦の、現在または過去の議員やその他の著名人を招待することを宣言した⁽⁶⁾。これを受け、ドイツ各地からフランクフルト・アム・マインに574人の人々が集まり、1848年3月31日から4月3日にかけて準備議会と呼ばれる集会が行われた。準備議会は国民議会選挙の方式を定めることを大きな課題としていたが、実際には革命の方向性を巡る議論が中心となり、選挙制度に関する議論は半日程度しか行われなかつた⁽⁷⁾。

準備議会での議論を経て、4月4日に国民議会選挙の方式を定めた準備議会決議が出された⁽⁸⁾。決議には「選挙資格と被選挙権は、財産評価、信仰による優遇、特定身分に応じた選挙によって制限されなければならない」、「すべての成人し、自立した国民は選挙資格及び被選挙権を有する」とあり、普通選挙の実施が明記された。また「ふさわしい選挙を行うために定めるその他すべての規程は、それぞれ個別のドイツ諸邦に任せる。けれども当集会は原則としては直接選挙の実施が最も適切とみなす」とも記された。

三月前期のドイツ諸邦で制限選挙が一般的であったことを考えると、短期間で準備議会が普通選挙の実施を定めたことは意外なことに思われる。これは、「自立した国民による選挙」を導入していたバーデン大公国の中選挙制度がモデルとして機能したことに加え⁽⁹⁾、準備議会では国民議会の早期開催を最大の目標にしていたため、本格的な議論を行わない傾向があったからと考えられる。

準備議会決議の示した基本原則は、「自立した国民による普通選挙」というものだった。選挙権にかかわる「自立性」の条件は明確に定義されることはなかった。だが、バーデンの選挙制度や、『国家事典』においてロテックが「自立性」によって選挙権を制することの妥当性を主張していたという事情もあり⁽¹⁰⁾、当時のドイツにおいて「自立性」を選挙権の条件に加えることは一般的で、その定義についてもある程度は共通の認識があったものと考えられる。この点から、準備議会決議は革新的なものではあったが、一方で三月前期のドイツ諸邦の選挙制度とも一定の関連性を有していたといえる。

準備議会決議を受けて、ドイツ連邦議会は4月7日に「ドイツ国民議会選挙に関する第二の連邦決議」を公布した⁽¹¹⁾。これは準備議会決議に添った形で国民議会選挙を行うことを宣言したもので、準備議会決議を公的に認め、その原則をドイツ諸邦に広める役割を果たした。

ドイツ諸邦政府は連邦決議に従い、準備議会の原則に従って国民議会選挙法を定めた⁽¹²⁾。ただし、プロイセンだけは独自に「自立した国民による普通選挙」を確立していた⁽¹³⁾。準備議会決議が基本原則を除いて諸邦政府に決定権を委ねたこともある、「自立性」の解釈は邦ごとに大きく異なっていた。邦によっては、納税を「自立性」の条件に加えるところもあった。また、「最も適切」とみなされたはずの直接選挙はほとんど実施されなかった。フランクフルト国民議会選挙では、ドイツ初となる全国レベルでの普通選挙が行われたが、「自立」の解釈や細かな選挙方

式に明確な規定が定められていなかったため、邦ごとに選挙が異なるという問題が生じた。

3. 帝国選挙法案

1849年の2月から3月にかけて、フランクフルト国民議会では将来の統一ドイツの下院議員選挙に関する審議が行われた。法案を作成したのは、憲法問題を議論するために国民議会内に設置された憲法委員会で、自由主義右派と保守派を中心に30名ほどの議員で構成されていた。2月15日、国民議会本会議において憲法委員会から「下院議員選挙に関する帝国法」、通称「帝国選挙法」の草案が示された⁽¹⁴⁾。法案の提出と同時に憲法委員会を代表してヴァイツ（Georg Waitz, 1813-1886）議員が報告し、帝国選挙法案の各条項に対して具体的な説明を加えている⁽¹⁵⁾。以下、選挙法案とヴァイツの報告を土台として、帝国選挙法案の性格と準備議会決議との関連性を検討したい。

ヴァイツは報告の冒頭で、当時のドイツ諸邦の選挙制度の状況を次のように説明した⁽¹⁶⁾。

「いまや、普通投票権がすべての選挙法の原則として宣言され、それと共に直接選挙への移行がなされている。…準備議会の結果、1848年4月7日の連邦議会の命令によって次の決議が出された。それは、きたる国民議会選挙において財産基準の設置や被選挙権の制限を行わないこと、そして個々の政府に選挙の指導を任せることである。後者は、個々の領域における選挙の際に本質的な違いが存在するという状態をもたらした。」

このように、ヴァイツは準備議会決議について、ドイツ各地に普通選挙を普及させたことを評価する一方で、その決議の欠点によって国民議会選挙に差異が生じたことを指摘した。ヴァイツは具体的な問題点として、自立性の定義、有権者の年齢、選挙方式などが邦ごとに異なっていたことを挙げた。直接選挙と間接選挙の問題に関しては特に繰り返し言及していた。これは直接選挙と間接選挙に関する問題が、準備議会における選挙制度の議論において最大の争点であったことに加え、準備議会決議では「直接選挙の実施を最も適切とみなす」とされながらも実際の選挙ではほとんどの邦で無視されたこともあって特別重視されたものと考えられる。

選挙制度の現状を確認した上で、ヴァイツは選挙法案の各条項の説明に入った。法案の第1章では投票資格を扱っていた。第1条では「25歳以上の自立した瑕疵無きドイツ人はすべて投票者となる」として普通選挙が規定されていた。ただし、「自立した」「瑕疵なき」という二種類の条件が設けられ、選挙権は一定の制限を受けていた。準備議会決議ではドイツ各地で有権者や成人の年齢が異なっていたため、具体的な年齢は定められなかったが、法案では25歳という一致した基準が定められた。

法案が示した選挙権の制限についてヴァイツは次のように述べている⁽¹⁷⁾。

「性別や年齢を現在でも物事を区別するために不可欠な基盤とみなすならば、地位や職業、所有や財産もまた根拠のある区別をもたらすことを疑うものはいないであろう。すなわち、政治的な活動への参加に関して、この世に生まれたすべての人々が同じような権利を持っているわけではないということを疑うものはいないであろう。」

ヴァイツは憲法委員会の多数派の意見として直接選挙を実施する際は普通投票権の制限が不可避であると主張した⁽¹⁸⁾。

制限の具体的な内容は以下の通りである。まず「自立性」による制限に関しては、国民議会選挙の際に明らかになったように、さまざまな解釈がされてきたことを問題視し、次のように述べている⁽¹⁹⁾。

「さまざまな解釈をすべて拒否するのではなく、自立性の定義を明確にし、その範囲を可能な限り確定することが重要である。憲法委員会は選挙法案によってこうした課題を解消することを試みた」

このように、帝国選挙法案には「自立性」の多様な解釈を許した準備議会決議の欠点を修正し、明確な基準を設けようという憲法委員会の意図が存在した。

憲法委員会が示した具体的な「自立性」の定義は、法案の第2条に記載されている。第2条第1項では「後見を受けている者。あるいは、財産に関して破産状態の手続きを法的に受けている者。さらに、後者に関しては、破産手続きの期間にある者」を、そして第2項では「公的な資金による貧民救済を受けている者。あるいは選挙の前の年に受けとっていた者」を非自立者とみなした。さらに、第3項では「使用人」が、第4項では「徒弟、工場労働者」が、そして第5項では「日雇い労働者」を非自立者とした。第3項から第5項にある特定の職業を非自立者とみなす際に目安とされたのは、「住居」と「日々の食事」を自分自身で賄えるかどうかという点であった⁽²⁰⁾。このように、帝国選挙法が示した「自立性」という条件は、基本的には投票者に一定の経済的な基盤を求めるものであったといえる。

もうひとつの条件である「瑕疵」については第3条で規定している。まず第1項で「窃盗、詐欺、横領、その他の犯罪行為によって、懲役刑、矯正施設刑、禁固刑の執行、あるいは市民権の喪失が法的に確定した者。そしてその権利がまだ回復していない者」を、そして第2項で「法的に投票者資格の喪失を宣告された者」を瑕疵あるものとみなし、その投票資格を制限した。「瑕疵」という条件は準備議会決議には含まれていないが、犯罪者や市民的権利の喪失者に対する選挙権の制限は、ドイツ諸邦では一般的に行われていたことであった。「自立性」が経済的な条件

を規定したのに対し、「瑕疵」は選挙権を有するのにふさわしい市民かどうかが問われていたといえる。

議員資格、すなわち被選挙権は第5条に記されている。第5条では「25歳以上の自立した瑕疵無きドイツ人は、すべて人民院議員の被選挙権を有する。自立した者や瑕疵なき者の条件は第2条、第3条と同じとする」とされている。三月前期のドイツ諸邦では一般的に30歳以上に被選挙権が与えられていたので、25歳以上という条件は特異なものであった。

法案の第13条と第14条では選挙方式が定められた。まず第13条では「投票は公開する。選挙権は投票者自身によって口頭の投票で行使されなければならない。」とされた。ヴァイツの報告によれば、公開投票とは「選挙方式が正しき目標に到達するための保証」となるものであった⁽²¹⁾。さらに、「すべての資格ある人民が公然と選挙の重要な決定に参加することは、国家を真に公的な社会になじませることに結びつく」として、公開投票の利点を主張した。国民議会選挙の際にほとんどの邦で行われた秘密投票については、「秘密投票は陰謀とあらゆる種類の悪用の原因になる」として批判している。また「国民活動は自立した力強い性格を獲得するべきであり、政治的に重要なすべての行動は公の意見で示されなければならない」として、改めて公開投票の意義を訴えた⁽²²⁾。

第14条は「選挙は直接行う。選挙はひとつの選挙区でのすべての票の中で絶対多数決を獲得した者がいれば成立する」とされ、直接選挙が明記された。ヴァイツは直接選挙について報告の冒頭や選挙権に関連する部分で既に言及していたので、ここで改めて注釈は加えなかった。

選挙法案は憲法委員会を構成した保守派と自由主義者による普通選挙の制限の試みと評価されることが多い⁽²³⁾。だがその内容は、普通選挙を規定した準備議会決議を強く意識したものだった。

先に述べたように、ヴァイツは報告の冒頭で準備議会決議を評価しつつ、一方でその問題点も指摘していた。特に相違点に関しては具体的な問題点を列挙するなど、大きな関心を抱いていたことがわかる。こうした問題を踏まえて、憲法委員会は現実的な問題に制約され課題が残った準備議会決議を基として、帝国選挙法案を作成したと考えられる。

投票資格や議員資格といった選挙権に関しては、準備議会決議の基本原則である「自立した国民による普通選挙」を継承した。準備議会決議では、有権者年齢についても地域ごとの差異を尊重していたが、法案では25歳以上という統一見解が示された。準備議会決議の大きな問題であった「自立性」の定義については、「被後見人」、「破産者」、「貧民救済受給者」といった一般的なものに加え、一部の職業も非自立者に含めていた。

選挙法案の示した「自立性」の定義は極めて厳しいもので、この意味では選挙権を制限する試みという評価は妥当なものである。だが、憲法委員会は、制限選挙を主張したというよりは、普通選挙を主張しつつ、「自立性」の解釈によって最大限の制限を行うことを意図していたといえる。国民議会選挙の際に、ドイツ諸邦政府は準備議会決議を尊重しつつ、自由裁量に任された範

囲で最大限の制限を行った。憲法委員会も帝国選挙法案を作成するに当たって、それと同じようなことを行ったといえる。つまり、憲法委員会は準備議会決議の基本原則は継承し、それを尊重したが、同時にその枠内で自分たちの望む制限を加えた選挙制度を構築しようとしたのである。

選挙方式に関しても同じことが言える。三月前期のドイツでは、選挙方式も選挙権を制限する役割を果たしており、間接投票や公開投票がそのための手段として用いられて、しばしば批判の対象となった。革命期には公開投票はほとんど行われていなかったため、準備議会では間接投票だけが問題視された。準備議会決議では直接選挙の義務化こそならなかったものの、直接選挙を「最も適切とみなす」と明記されたのはそのためである。そのため、憲法委員会は帝国選挙法案において、準備議会決議を尊重し、直接選挙を採用した。だが、同時に公開投票を持ち出したのは、準備議会決議にはない形での選挙権制限を意図したためであろう。

このように、帝国選挙法案は憲法委員会による選挙権を制限するための試みであったが、準備議会決議の修正版という側面も有していた。憲法委員会は選挙権制限を意図していたが、準備議会決議の影響力を無視できなかったのである。こうして成立した選挙法案は、国民議会本会議において基本的には承認され、その後の議論の土台となった。

4. 帝国選挙法の成立

1849年2月17日から、帝国選挙法をめぐる本格的な審議が始まった。帝国選挙法の審議は第一読会と第二読会の二度行われることになった⁽²⁴⁾。各議員から選挙法案の各条項に対する修正案が提出され、それらを基に各修正案に対する採決が行われた。

第1条には、「自立した」や「瑕疵なき」といった条件を削除すべきという意見が数多く出された。特に「自立」に対して多くの批判が集まつた⁽²⁵⁾。

「自立性」という条件の設置への反対者は多く、第2条の自立性の定義に対しても多くの修正案が提出された。非自立者の中に「被後見人」、「破産者」、「貧民救済受給者」を含めることに関しては、反対するものは少なかった。一方、「使用人」、「徒弟、工場労働者」、「日雇い労働者」などの一部職業を非自立者とみなすことに対しては、批判が集中した。

そのほかに第1条に新たな投票資格を加えようという意見も示された。一部の議員は、年収額や納税額、土地、家屋、市民権の所有を投票資格の条件にしようとしたが、こうした意見は投票の結果すべて否決されることになった⁽²⁶⁾。

多くの支持を集めた修正案に対しては記名投票が行われた。第1条の「25歳以上の瑕疵無きドイツ人はすべて投票者となる」という条文は、238対224という僅差で可決し、「瑕疵なき」という条件が条文に含まれることになった⁽²⁷⁾。次に、先ほど決まった条文に、「自立した」という条件を加えるか、という点については、422対21という圧倒的多数で否決され、条文に「自立した」という文言が加えられないことになった⁽²⁸⁾。

「自立した」という条件の削除に伴い、「自立」の定義を示した第2条も同時に削除された。だが、「被後見人」、「破産者」「貧民救済受給者」の投票資格を制限することには多くの議員が賛成しており、改めて審議されることになった。その結果、「被後見人」と「破産者」への投票資格制限については、特に反対もなかったので、改めて条文に加えることになった⁽²⁹⁾。一方で、「貧民救済受給者」への制限に関しては意見が分かれたため、投票が行われることになった。投票の結果、266対186で「公的資金による貧民救済を受けている者」に対して投票資格を制限することが決まった⁽³⁰⁾。

2月22日には、選挙法草案の「瑕疵ある者」の定義を規定した第3条に関する投票が行われたが、特に修正されることなく法案の条文が維持された。2月23日には議員資格を規定した第5条の採決が行われた。被選挙権を30歳以上にしようとする意見が出されたが、修正はされず、条文の「25歳以上」のままとなった。

3月1日には、選挙方式を扱った選挙法第13条と14条に関する採決が行われた。法案第13条の公開投票には多くの人々が反対し、「選挙権は口頭での投票によって行使されなければならないか」という問題については、239対230の僅差で否決された⁽³¹⁾。公開投票が否決されると、続いて「選挙権は署名なしの投票用紙を用いて行使されるか」という問題についての投票が行われた。この提案は249対218で可決され、秘密投票が採用されることになった⁽³²⁾。第14条に対しては、間接投票を支持する議員たちが反対していたが、「選挙は直接行うか」という投票は264対202で可決され、準備議会決議では実現しなかった直接選挙の義務化が決定した⁽³³⁾。

こうした採決を経て、3月2日に、これまでの審議によって修正を受けた選挙法草案を承認するか、という投票が行われた。投票の結果、256対194で修正版の選挙法案が承認され、第一読会を通過することになった⁽³⁴⁾。

法案の主な修正点は以下の通りである。まず第1条は「25歳以上の瑕疵無きドイツ人はすべて投票者となる」とされ、「自立した」という文言が削除された。第2条からも「自立性」の文言が削除され、「被後見人」、「破産者」「貧民救済受給者」に対する投票権の制限がそれぞれ規定された。「瑕疵」に関しては法案のまま第一読会を通過した。第13条の公開投票は秘密投票に修正され、投票は記名なしの投票用紙を用いて行われることになった。第14条の直接選挙は維持された。

法案の最大の修正点は、第1条から「自立した」という文言が削除されたことである。これによって、準備議会決議の欠点であり、選挙法案でも利用された、「自立性」の拡大解釈による選挙権の制限は不可能になった。ただし、法案にあった職業による制限は無くなつたが、「被後見人」、「破産者」、「貧民救済受給者」に対する投票資格制限は行われることになった。その結果、憲法委員会が「自立性」の拡大解釈として付け加えた職業による制限は破棄されたが、「自立性」という条件が本来対象としていた領域に対する制限は維持されることになった。そのため、「自

立性」による制限は実質上維持されたといえる。

第一読会を通過した選挙法案は3月27日に満場一致で第二読会を通過した⁽³⁵⁾。この背景には世襲帝政をめぐる政治的取引が存在したといわれおり、それゆえに、多くの研究が帝国選挙法の政治的妥協としての側面を重視している。だが、第一読会で否決され、政治的取引を経て第二読会でなんとか可決した世襲帝政の採用とは異なり⁽³⁶⁾、選挙法案に関しては政治的取引と関係なく第一読会を通過した点に注目するべきであろう。つまり、政治的取引がなければ成立することはなかったと思われる世襲帝政と、政治的取引がなくとも成立した帝国選挙法では事情が大きく異なっていたのである。

憲法委員会は、準備議会決議を土台とし、その原則を維持しつつ自分たちの望む選挙権制限を盛り込んだ帝国選挙法案を作成した。国民議会の議員たちはこの選挙法案を基に、それぞれ意見を出し合い法案を修正した。こうした過程を経て成立した帝国選挙法は国民議会における一定の合意点を示すものといえる。

5. おわりに

準備議会決議は国民議会選挙の基本原則を定めるにとどまり、いくつかの問題点が残った。国民議会において憲法委員会は準備議会決議の原則を継承し、同時に準備議会決議が扱えなかった細かな部分にも新たな原則を定め、帝国選挙法案を確立した。選挙法案は国民議会における議論の土台となり、議員からの多くの修正を経て合意に達し、帝国選挙法が成立した。このように、帝国選挙法とは時間的制約の存在から十分な審議を行うことなく成立した準備議会決議を発展させたものにはかならなかった。ドイツの選挙制度史の上で、帝国選挙法はその後の選挙制度との関連で論じられることが多いが、準備議会決議をはじめとしたそれ以前の選挙制度との連続性を改めて評価するべきである。

注

- (1) 19世紀のドイツにおける普通選挙とは、「すべての成人した国民に選挙権を与える選挙」という意味だけでなく、ある程度の制限を認めた選挙を意味していた。マイラーによれば、当時の普通選挙とは「すべての国民に例外なく選挙の参加を許しつつ、一部の者に対する選挙権の制限を認める」ことを意味していたという。
Meyer, Georg, *Das parlamentarische Wahlrecht*, Berlin 1901, S.412ff.
- (2) 例えば、革命研究の集大成と目されているファレンティンの研究でも帝国選挙法は憲法問題との関連でわずかに論じられているにすぎない。Valentin, Veit, *Geschichte der Deutschen Revolution 1848-1849*, Berlin 1931. Bd.2, S366f.
- (3) Schilfert, Gerhard, *Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848/49*, Berlin 1952. (上杉重二郎・伊東勉訳『ドイツ三月革命の研究』日本評論新社、1956年.)
- (4) Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart 1957 - , (以下 Huber, *Verfassungsgeschichte*) Bd 2, S.787ff. Botzenhart, Manfred, *Deutscher Parlamentarismus 1848-1850*,

- Düsseldorf 1977. S.663ff.
- (5) Jucho, S. (Hrsg.), *Verhandlungen des deutschen Parlaments : Frankfurt am Main 1848*, Liechtenstein 1987. I , S.VIII.
- (6) Ebenda,
- (7) 準備議会における選挙制度をめぐる議論に関しては、拙稿「1848/49年革命期のドイツにおける普通選挙の成立」『西洋史論叢』第29号、2007年を参照。
- (8) Jucho, a.a.O., I , S.172ff.
- (9) Huber, Ernst Rudolf (Hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte* 5Bde., Stuttgart 1978-1997. (以下、Huber, *Dokumente*) Bd. 1, S.172ff. Pöllitz, Karl Heinrich Ludwig, *Die europäischen Verfassungen seit dem Jahre 1789 bis auf die neueste Zeit: Mit geschichtlichen Erläuterungen und Einleitungen*, Leipzig 1832, S.470ff.
- (10) Rotteck, Carl von, und Welcker, Carl (Hrsg.), *Staats-Lexikon: Oder, Encyklopädie der Staatswissenschaften, in Verbindung mit vielen der angesehensten Publicisten Deutschlands*, Altona, 1834-1843. Art. "Census, insbesondere Wahlcensus", S.381.
- (11) Huber, Dokumente, Bd.1, S.338.
- (12) Botzenhart, a.a.O., S.144ff.
- (13) Schubert, Werner (Hrsg.), *Verhandlungen des am 2.April 1848 zu Berlin eröffneten Zweiten Vereinigten Landtages. (2.4-10.4.1848): Nach stenographischer Aufnahme*, Vaduz 1989, S.2.Helwing, Ernst Heinrich Christian Carl, *Das preußische Wahlgesetz vom 8. April 1848, die Wahl-Verordnung vom 11.April, und die Vertheilung der Abgeordneten zur preußischen Verfassungsversammlung und zur Deutschen Nationalversammlung über die kleineren und größeren Verwaltungsbezirke des Staats*, Berlin 1848, S.20.
- (14) Wigard Franz (Hrsg.), *Reden für die deutschen Nation 1848/49. Stenographischer Bericht über die Verhandlungen der deutschen constituirenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, (以下「Sten.Ber.」) Bd.7, München 1979, S.5218ff.
- (15) Sten.Ber., Bd.7, S.5220ff.
- (16) Sten.Ber., Bd.7, S.5220f.
- (17) Sten.Ber., Bd.7, S.5222ff..
- (18) Ebenda,
- (19) Sten.Ber., Bd.7, S.5223ff.
- (20) Sten.Ber., Bd.7, S.5224.
- (21) Sten.Ber., Bd.7, S.5228.
- (22) Ebenda.
- (23) シルヴァート、前掲書、207頁。Huber, *Verfassungsgeschichte*, Bd.2, S.788. Botzenhart, a.a.O., S.663ff.
- (24) Sten.Ber., Bd.7, S.5230.
- (25) Sten.Ber., Bd.7, S.5240ff., 5267ff..
- (26) Sten.Ber., Bd.7, S.5331, 5346ff.
- (27) Sten.Ber., Bd.7, S.5240ff.
- (28) Sten.Ber., Bd.7, S.5342ff.
- (29) Ebenda.
- (30) Sten.Ber., Bd.7, S.5243ff.
- (31) Sten.Ber., Bd.7, S.5529ff..
- (32) Sten.Ber., Bd.7, S.5532ff.
- (33) Sten.Ber., Bd.7, S.5535ff.

- (34) *Sten.Ber.*, Bd.7, S.5556ff..
- (35) *Sten.Ber.*, Bd.7, S.6064ff..
- (36) Wichmann,W, *Denkwürdigkeiten aus der Paulskirche*, Hannover 1888, S.344. *Sten.Ber.*, Bd.8, S.6058ff.
S.6061ff..